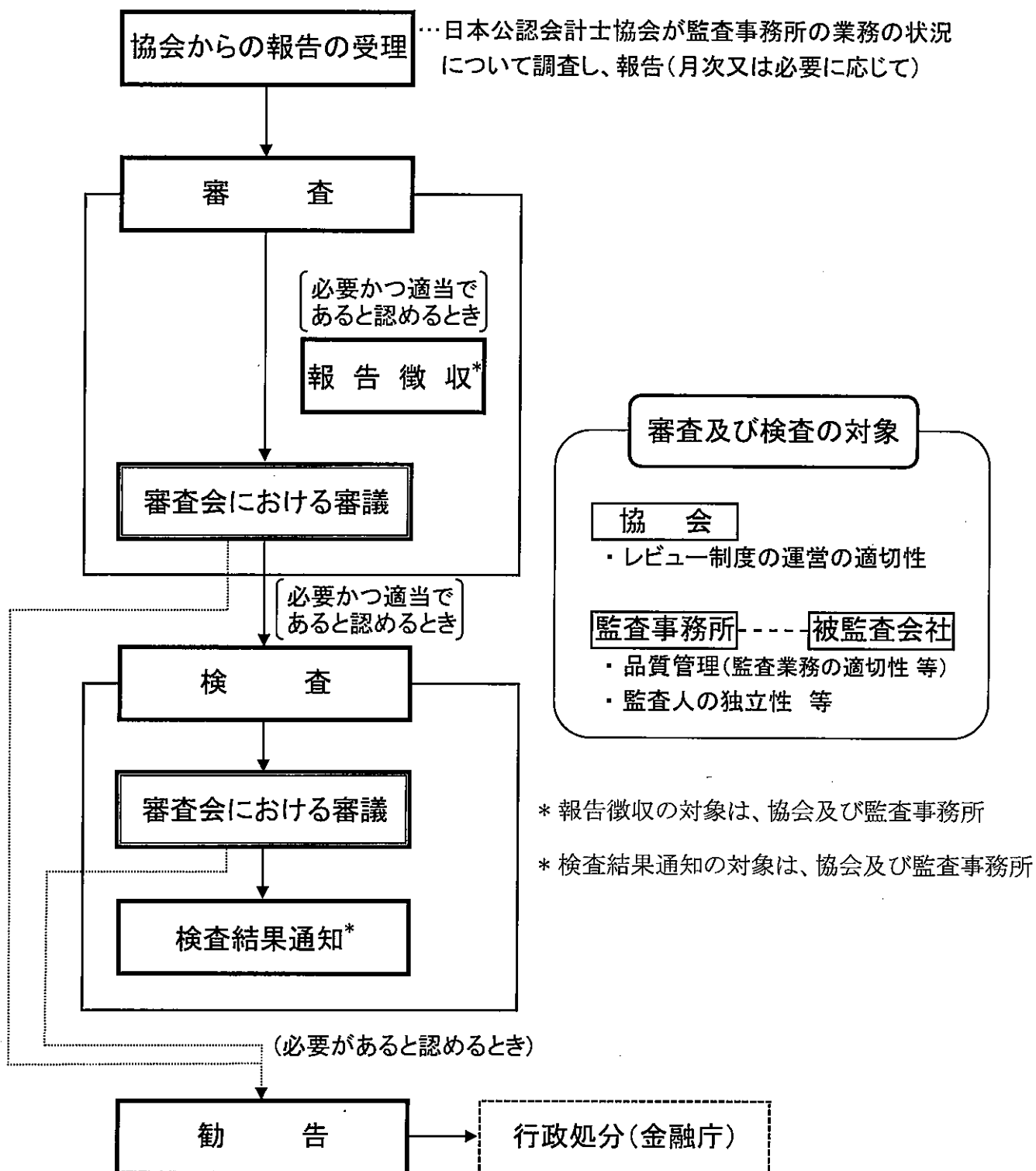
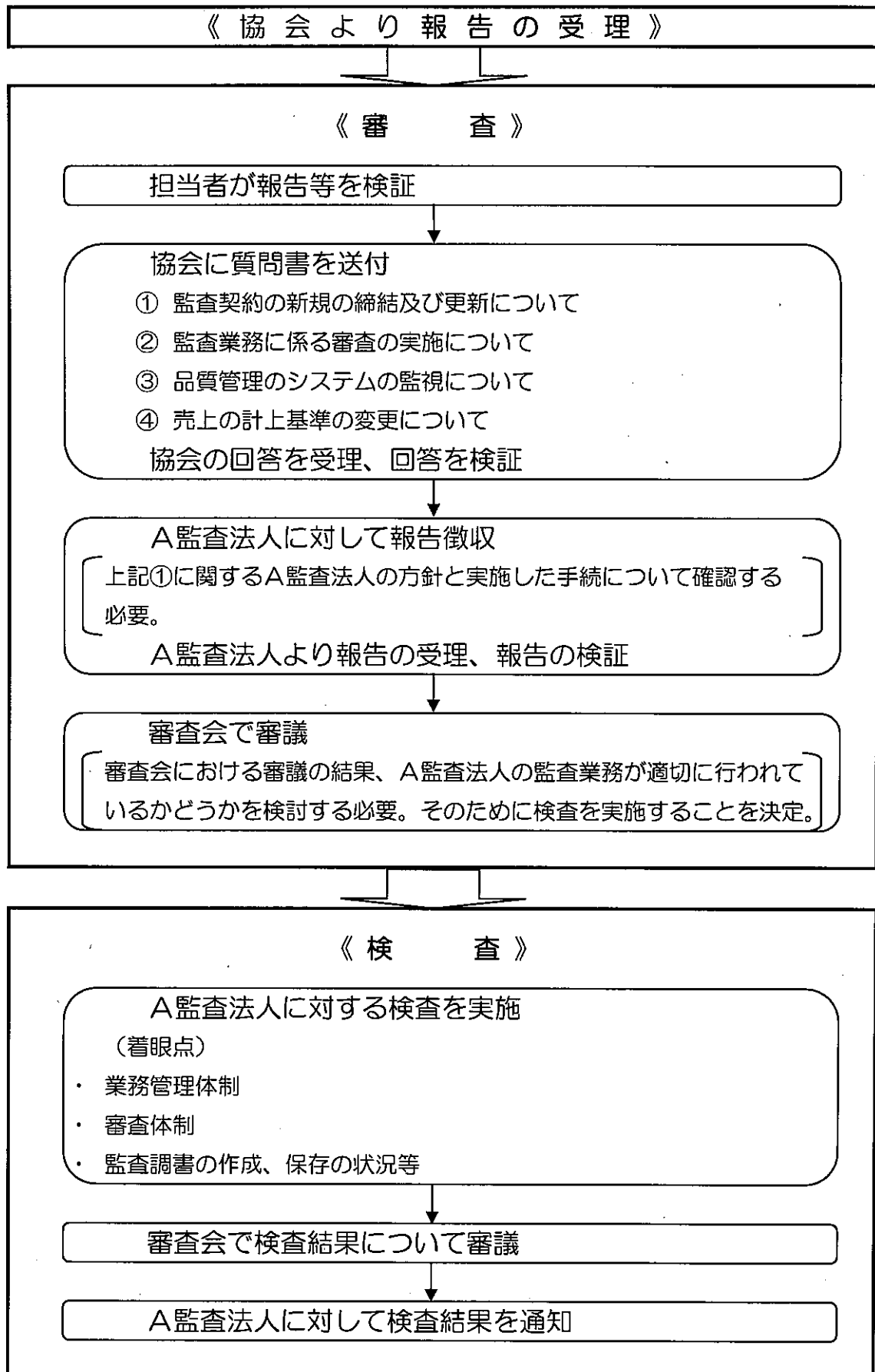


品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の事例



監査の品質の一層の向上のために

— 審査基本方針等 —

公認会計士・監査審査会
 平成 19 年 6 月 29 日
 改正 平成 20 年 6 月 30 日
 改正 平成 21 年 3 月 31 日

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（公認会計士法第 1 条）。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の運営の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第 46 条の 9 の 2）。

審査会は、協会からの報告に基づき、監査事務所における監査業務に対する協会による調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行う。その結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第 41 条の 2）。

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以降平成 19 年 6 月までの、いわば第 1 期における審査及び検査において、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきた。

具体的には、平成 16 事務年度（平成 16 年 7 月～平成 17 年 6 月）においては、法的に位置づけられる前の協会による品質管理レビューについて実態把握を行い、その結果を「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として取りまとめ公表した。また、平成 17 事務年度（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）においては、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施し、検査結果の概要を「4 大監査法人の監査の品質管理について」として取りまとめ公表した（これらの検査に対するフォローアップについては平成 19 年 6 月に取りまとめ公表）。さらに、平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月）においては、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品

質管理について」の公表により、個人事務所を含む中小規模監査事務所の主な問題点及び課題等を示した。

審査会は、このような第1期における審査及び検査の実績を踏まえ、第2期（平成19年7月～平成22年6月）においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報の入手及び内外に対する情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、年度毎に見直しを行うとともに、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく^(注)。

(注) こうした考え方を踏まえ、これまで審査会が実施した検査において、監査事務所の品質管理に関し指摘した事項の中から、監査の質の維持・向上を図るため、監査事務所が自主的な取組みを行っていく上で参照することが有益であると考えられるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ公表した（平成20年2月）。当該事例集については、検査の実施状況等を踏まえ、今後も見直しを行っていく。

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

第1期における審査会による審査及び検査を踏まえ、第2期においては以下の考え方を基本とする。

① これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着

これまでに審査会が指摘してきた監査の品質管理上の問題点について、監査事務所において確実に改善がなされているかどうか重点を置いた審査を行うこととする。その際、さらに改善の必要があると思われる事項についても把握し、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた行政的資源のもとで審査の目的を効果的に実現するために、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所、特に大規模監査事務所及び中規模監査事務所に対して重点的に審査を行う。

② 新しい事態への対応

平成19年度からは、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した協会の品質管理レビューが実施されていること、及び、協会が上場会社監査事務所に対する新たな措置（上場会社監査事務所登録制度）を実施していることに留意した審査を行う。

(2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を提言等の形で

示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。

2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して「審査基本方針」に基づき行われる審査の結果を踏まえて、必要に応じ検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- ① 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要があると認めるときは協会等に立入検査を行う。
- ② 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要かつ適当であると認めるときは監査事務所に立入検査を行う。
- ③ 上記②の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要かつ適当であると認めるときは被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果について、審査会は、検査を受けた協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- ① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合等（主に対協会）
- ② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能している

かどうか確認する必要が認められる場合等（主に対監査事務所）

- ③ 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合等（主に対被監査会社等）
- ④ 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- ⑤ 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

（３）検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い適切な手続により検査を実施することとする。

３．外国監査法人等に対する対応

平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなった。

審査会においては、当該届出の状況や届出内容を踏まえ、関係部局との連携や外国監督当局との協力関係の充実を図るとともに、当該外国監査法人等の品質管理に関する情報等の収集及び分析に努めることとし、検査方法、検査対象先の選定、検査結果の活用などについて具体的に検討を行い、必要に応じ検査を実施する。

平成 21 年 3 月 31 日

公認会計士・監査審査会

平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 21 年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等で示している基本的な考え方や平成 20 年 4 月の改正公認会計士法施行なども踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 17 年に設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、平成 21 年度においても、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証する。

また、公認会計士法等の改正により、監査法人が整備しなければならない業務管理体制の要件の一つとして、「業務の品質の管理の監視に関する措置がとられていること」が設けられ、審査会検査及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいても品質管理の監視に関する指摘が多くなされていることを踏まえ、平成 21 年度においても、引き続き業務の品質管理の監視について、重点的に検証する。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況の検証

審査会は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要であるとの観点から、導入後 3 年目を迎えた協会の上場会社監査事務所登録制度が、その導入目的に照らし、適切かつ有効に運営されているかを検証することとし、その際、品質管理レビューの具体的な手続の内容など、その運営状況についても、併せて検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

大規模監査法人については、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施していくこととし、また、大規模監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、品質管理の改善状況が不十分である監査事務所が認められていることから、平成 21 年度においても、引き続き、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

3 外国監査法人等に対する対応

外国監査法人等については、金融庁への届出の状況や届出内容を踏まえ、関係部局との連携や外国監督当局との協力関係の充実を図るとともに、当該外国監査法人等の品質管理に関する情報等の収集及び分析に努め、検査方法等について具体的に検討を行い、必要に応じて、検査を実施する。

プライム監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 21 年 11 月 17 日

公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、プライム監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

プライム監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人では、業務運営について、監査法人としての具体的な方針及び手続が整備されていない中で、最高経営責任者をトップとするグループと品質管理担当責任者をトップとするグループに分かれ、それぞれのグループにおいて監査契約の新規受嘱や審査等の業務が行われている。

さらに、最高経営責任者及び品質管理担当責任者において、監査法人の品質管理のシステムの整備を図るという意識が希薄となっており、内部規程が整備されていないこと、監査補助者に対する指示及び監督が不十分であること、監査契約の新規の締結に係る検討が不十分であること、監査業務に係る審査が不十分であること、品質管理のシステムの監視が実施されていないこと等、品質管理のシステム全般にわたり多数の不備がみられるなど、監査法人としての組織的な業務運営が行われていない。

2. 監査業務の実施については、監査の実施に関する具体的な方針及び手続が定められていないこと、監査の基準等に関し、監査実施者の理解が不十分であること、監査補助者に対する指示及び監督が不十分であることなどから、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案及び会計上の見積り等、重要な項目に関する監査手続が著しく不十分であり、また、審査を受けずに監査意見を表明している監査業務など、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務がみられる。

3. 監査業務に係る審査については、最高経営責任者及び品質管理担当責任者において、監査法人として適切に審査を実施するという意識が欠如しており、審査担当者としての知識、経験等の適格性に疑義のある者が審査担当者として選任されている。また、監査計画や監査意見の審査を実施していない監査業務が多数みられるなど、審査態勢は極めて不適切である。

4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、最高経営責任者及び品質管理担当責任者において、監査法人として組織的に改善を図るという意識が欠如しており、具体的な改善計画が策定されていない。また、監査実施者に対して指摘事項の改善指示や改善状況の確認等を徹底していない。

このようなことから、今回の検査において、未改善の事項が多数みられており、改善の取組みは著しく不十分である。

監査の品質管理に関する
検 査 指 摘 事 例 集

平 成 2 1 年 6 月
公認会計士・監査審査会

[目次]

はじめに	1
1. 業務管理体制	4
2. 職業倫理及び独立性	8
3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	10
4. 監査契約の新規の締結及び更新	11
5. 監査業務の実施	12
6. 監査調書	29
7. 監査業務に係る審査	30
8. 品質管理のシステムの監視	34
9. 監査事務所間の引継	35
10. 共同監査	35

はじめに

平成 16 年 4 月の発足以降、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保する観点から、監査事務所に対する検査を実施してきた。

審査会の検査においては、品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査実施者の採用等、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視、監査事務所間の引継、共同監査など、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っている。審査会は、これまでも、監査事務所に対する検査結果の概要を取りまとめ、公表してきた（注1）。

本事例集は、審査会による検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、個人事務所を含めた監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促し、監査の信頼確保及び証券市場の透明性を確保し、公益に資することを目的としている。本事例集においては、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、審査会として、一般的に生じがちな問題点に関し、監査事務所における品質管理の向上を図る上で、参照してもらうことが有益であると考えている事項を掲載している。

本年の改訂においては、平成 20 年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行った（注2）。

審査会としては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考にして（注3）、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上のための一層の努力が行われることを期待している。

（注1）審査会による検査結果の概要を取りまとめ、これまでに公表したもの。

- ・ 「4大監査法人の監査の品質管理について」（平成 18 年 6 月 30 日公表）
- ・ 「小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成 18 年 11 月 8 日公表）
- ・ 「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成 19 年 3 月 16 日公表）
- ・ 「3大監査法人の業務改善状況について」（平成 19 年 6 月 29 日公表）

（注2）掲載事例は、平成 20 年度までに審査会が実施した検査を対象としている。

（注3）日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会

年次報告書」及び「品質管理委員会半期報告書」において「改善勧告事項の概要」などとして紹介されているので、本事例集と併せて参照されたい。

(注4) 指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主な規定を記載している。

(注5) 本事例集においては、改善に向けての取組みの参考として、可能な限り、指摘事例の背景・原因などについても言及することとしている。また、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りの変更を行っている。

用語の定義

- 「法」：公認会計士法
- 「令」：公認会計士法施行令
- 「規則」：公認会計士法施行規則
- 「地方事務所」：監査法人における「従たる事務所」
- 「独立性の確認書」：独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書
- 「C P E」：継続的専門研修
- 「協会」：日本公認会計士協会
- 「監査の品質管理規程の例示について」：
 - 中小事務所等施策調査会研究資料第1号
 - 中小監査事務所向け監査ツール「監査の品質管理規程の例示について」
- 「監査業務の定期的検証チェックリスト」：
 - 中小事務所等施策調査会研究資料第2号
 - 中小監査事務所向け監査ツール「監査業務の定期的検証チェックリスト」

1. 業務管理体制

(1) 品質管理に関する責任

- ・ 社員全員が対等の立場との認識により、最高経営責任者等が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っていることが明確にされていない。また、「監査業務の質」が優先されるべき事項であることが運営方針等に反映されていない。【平成 18 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13・15 項)

- ・ 代表者は、品質管理に関する方針及び手続として、監査マニュアルの整備などの対応を講じておらず、監査の品質管理の向上を目的とした部署を設置したが、その具体的な業務に関する指示も行っていない。【平成 18 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13～15 項)

(2) 組織運営

- ・ 品質管理、審査及び研修等の各部門の責任者は、意思決定機関である社員会の手続を経て正式に任命されておらず、各部門の責任者である社員は自己の職責も理解していない。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 16・17 項)

- ・ 諸規程の策定・改廃、社員会の運営及び議事録の作成など、ほぼすべての業務管理を代表者が一人で行っており、社員間で業務分担などが行われていない。また、内部規程と業務実態との整合を図ることや監査基準等の改訂に伴う監査マニュアルの見直し等が行われていない。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13・16 項)

- ・ すべての監査実施者が非常勤又は個人事務所との仕事を兼務しているため、監査実施者の監査法人の業務に対する責任意識や監査法人の監査実施者に対する求心力が低くなりがちな傾向があるなどの弊害が認識されているにもかかわらず、品質管理に関する方針及び手続の策定と周知、教育・訓練、日常的監視及び定期的検証による不備の是正などに取り組んでいない。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 11～13 項)

- ・ 社員会において、定款の変更や決算の承認等の重要事項について意思決定を行ったとしているが、議事録が作成されていない。【平成 19 年度検査】

(3) 規程の整備

- ・ 監査法人設立後 20 年間に、新たな法令や基準が制定・公布又は公表され、また、監査法人の実態も変わっているにもかかわらず、内部規程を一切見直していない。

【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項)

- ・ 意思決定機関である社員会について、招集手続、定足数及び議決方法などの規程を整備していない。【平成 20 年度検査】

- ・ 内部規程の間に以下のような不整合がみられる。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項)

- ア) 保存期間が満了した監査調書の廃棄の承認等をする者について、「監査の品質管理規程」においては、品質管理担当責任者とされているが、「監査調書管理細則」においては、監査責任者及び統括代表社員とされている。
- イ) 監査実施者の評価、報酬及び昇進について、「監査の品質管理規程」においては、社員会が決定するとされているが、「人事考課運用細則」においては、統括代表社員が決定するとされている。

- ・ 法に定める大会社等以外の監査業務について、長期間継続して関与している業務執行社員がいるにもかかわらず、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要があるかどうかを判断する基準を定めていない。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 27 項 (2))

(4) 法令諸基準の遵守

① 定款に記載のない業務提供

- ・ 非監査証明業務（法第 2 条第 2 項の業務）を定款の目的としていないにもかかわらず、コンサルティング業務等の非監査証明業務を行っている。【平成 19 年度検査】

(法第 34 条の 5 第 1 号)

- ・ 企業再編コンサルティング等の非監査証明業務について、定款に定めがないにもかかわらず、監査法人のウェブサイトにおいて、専門スタッフを有して業務提供をできると記載をしている。【平成 20 年度検査】

(倫理規則第 13 条第 1・2 項)

② 定款変更の届出

- ・ 社員に関する事項を変更しているにもかかわらず、定款変更の届出を行っていない。【平成 19 年度検査】
(法第 34 条の 10 第 2 項)

③ 業務報告書の記載内容

- ・ 内部規程において、業務報告書は総社員の同意をもって決定するとしているが、代表者が作成した事実と異なる業務報告書の内容を他の社員が確かめることなく、提出している。【平成 19 年度検査】
(法第 34 条の 16 第 2 項、規則第 38 条)
- ・ 業務報告書の記載内容について、以下のような不備事例がみられる。【平成 19・20 年度検査】
 - ア) 「監査業務の定期的検証の状況」について、定期的な検証を実施していないにもかかわらず、主査等が実施している旨を記載している。
 - イ) 「被監査会社等の内訳」において、非監査証明業務を監査証明業務として記載している。
 - ウ) 「審査方式」について、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているにもかかわらず、会議体方式と記載している。

④ 同時提供の禁止

- ・ 連結財務諸表に関する監査において、被監査会社から事前に資料を入手して、連結財務諸表の数値を算出し、被監査会社に提供するなど、財務書類の調製に関する業務を行っている。【平成 19 年度検査】
(法第 2 条第 2 項、第 24 条の 2、第 34 条の 11、第 34 条の 11 の 2、規則第 6 条第 1 号)
- ・ 当監査法人の代表者は、株式の大部分を自らが所有しているコンサルティング会社に関連会社に該当することを看過している。このため、当該関連会社が非監査証明業務を提供している会社に対して、同時提供の禁止の規定に反して監査証明業務を提供していることに気付いていない。【平成 20 年度検査】
(法第 2 条第 2 項、第 24 条の 2、第 34 条の 11 の 2、令第 7 条第 2 項第 1 号、規則第 3 条、第 5 条、第 6 条)

(5) 情報管理

① 情報セキュリティ

- ・ 監査法人と社員の経営する税理士事務所が、ファクシミリやサーバを共有しているにもかかわらず、サーバへのアクセス制限がかけられていない。【平成 19 年度検査】

(法第 27 条)

- ・ 社員が経営する税理士事務所の職員に監査手続の一部や監査調書の整理等を行わせているが、独立性や情報管理に関する対策を講じていない。【平成 20 年度検査】

(法第 27 条、第 28 条の 3、倫理規則第 2 条第 8 項)

- ・ 監査法人及び監査現場で使用しているパソコンに係る情報セキュリティ管理が監査実施者任せとなっており、アクセス制限やパスワード管理等の情報管理を監査法人として行っていない。【平成 20 年度検査】

(IT 委員会報告第 4 号Ⅳ 2)

- ・ 監査実施者に貸与しているパソコンや USB メモリ等の情報機器に関し、貸与申請、貸出手続などを定めておらず、その所在を確認していない。【平成 20 年度検査】

(IT 委員会報告第 4 号Ⅳ 2)

② インサイダー取引防止態勢

- ・ インサイダー取引を防止するため、全従業員に対して誓約書の提出を求める旨を内部規程に規定しているが、全従業員の範囲を誤り、非常勤職員などの監査補助者から誓約書を入手していない。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 18・19 項、倫理規則第 2 条第 10 項)

③ 個人情報の保護

- ・ 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項の規定による個人情報保護事業者該当するか否か、また、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に対応した措置の必要性の検討を行っていない。【平成 20 年度検査】

(法第 27 条)

(6) 地方事務所の管理

- ・ 地方事務所として届出をしているが、社員が常駐していない。【平成 18 年度検査】
(法第 34 条の 13 第 1 項、規則第 25 条第 7 号)
- ・ 地方事務所を含めて、業務処理に関する情報が監査法人内において共有されていないことから、一事務所におけるシステムの不具合による監査調書の未登録などの同じ問題が、その後も複数の地方事務所において発生している。【平成 18 年度検査】

(7) 業務改善への取り組み

- ・ 協会の品質管理レビューの指摘事項の改善について、以下のような不備事例がみられる。【平成 18・19 年度検査】
 - ア) 監査法人の品質管理のシステムの運用が縦割りの組織に委ねられ、全社的な監視システムが構築されていないことから、協会の品質管理レビューでの指摘事項及びそれに対する改善指示が監査法人全体に周知徹底されていない。
 - イ) 協会の品質管理レビューで指摘された事項について、監査法人内への周知徹底が十分になされていないため、品質管理レビューの対象となった監査業務のみの改善に止まっている。

2. 職業倫理及び独立性

(1) 独立性（利害関係）の確認

① 年次の確認

- ・ 独立性の確認に関する責任者を定めておらず、独立性の年次の確認も実施していない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)
- ・ 非常勤の監査実施者に対し、独立性の確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)
- ・ 独立性の確認書が回収されていない監査実施者及び審査担当者がある。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)

- ・ 監査実施者から回収した独立性の確認書に記載が全くないものがある。【平成18年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)

- ・ 監査実施者に対し、個々の監査業務ごとに独立性の確認を実施すれば、年次の独立性の確認は不要と考え、実施していない。【平成19年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)

- ・ 地方事務所における独立性の確認について、各地方事務所に任せ、本部において実施状況の確認を行っていない。【平成19年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)

- ・ 独立性の確認対象会社から被監査会社の関係会社等が漏れている。【平成20年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)

- ・ 独立性の確認に当たり、協会が公表した「監査人の独立性チェックリスト」(倫理委員会研究報告第1号)を利用しているが、協会の倫理規則の改正に伴う内容の見直しを行っていない。【平成20年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第20・21項)

② 監査業務における確認

- ・ 被監査会社の試算表の数値を監査調書作成のために入力させるなど、監査業務を補助する職員に対して、独立性の確認を実施していない。【平成19年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第12項)

- ・ 非常勤の監査補助者に対して、担当会社の変更に対応した独立性の確認を行っていないため、新規に関与することとなった被監査会社については、独立性の確認をせずに監査業務を行わせている。【平成19年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第12項)

- ・ 学校法人に係る監査業務について、独立性の確認を実施していない。【平成19年度検査】

(監査基準委員会報告書第32号第12項)

③ 監査契約の新規締結時における確認

- ・ 監査証明業務及び非監査証明業務の新規受嘱に当たり、被監査会社との間の利害関係の調査や同時提供禁止業務に該当する可能性についての調査等の独立性の保持に関する確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 16 項)
- ・ 契約担当社員は、会社との利害関係の有無を事前に調査しないまま、会計監査人への就任を受諾する旨会社に伝達し、株主総会で選任されている。また、その後実施したとされる利害関係の調査において、被監査会社の連結子会社が調査対象リストから漏れている。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 16 項)

(2) 競業の禁止

- ・ 社員個人による非監査証明業務の受嘱について、当該社員は、他の社員全員の承認を受けないまま、監査法人の業務の範囲に属する非監査証明業務を受嘱している。【平成 20 年度検査】
(法第 34 条の 14 第 2 項)

3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 教育・訓練

- ・ C P E 履修状況について、監査実施者の個人管理に委ねていたため、履修義務不履行者を把握していない。【平成 19 年度検査】
(協会会則第 116 条第 5 項)
- ・ 監査業務の定期的な検証の結果、不備の程度が高いと認められた監査業務を担当していた業務執行社員等に対する特別研修の欠席者に対し、再研修の実施などを行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項)
- ・ 公認会計士の資格を有していない監査実施者に対し、I T 関係の研修用 C D - R O M を視聴させること以外の教育・研修を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項)

(2) 評価、報酬及び昇進

- ・ 内部規程において、社員報酬については総社員の同意をもって定めるとしているにもかかわらず、本部及び各地方事務所のそれぞれにおいて社員の報酬を決定しているなど、監査法人としての管理を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 42 項)
- ・ 各部門で行われている監査実施者に対する評価とその結果の報酬への反映について、監査法人内で統一した評価項目、評価基準及び様式が定められておらず、評価結果や報酬への反映状況等も文書化されていないなど、組織的な運用となっていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 42 項)

(3) 選任

- ・ 内部規程において、業務執行社員の選任については部門責任者による承認が必要とされているが、監査業務着手前に、当該部門責任者による承認がなされていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)
- ・ 定款において、業務執行社員は「総社員の同意により定める」としているにもかかわらず、監査契約の交渉を担当した社員が総社員の同意の手続を経ずに、業務執行社員に就任している。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)
- ・ 監査責任者の選任に際して、被監査会社の業種の特殊性等に関する社員の能力や経験を考慮していない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)

4. 監査契約の新規の締結及び更新

(1) 方針及び手続

- ・ 監査契約の新規の締結及び更新に係る方針と手続を策定しておらず、実施したとする監査契約の新規の締結及び更新に係るリスク評価の検討過程や結果の文書化もされていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14

項)

(2) 承認手続

- ・ 代表者以外の社員が獲得した監査業務を当該社員の個人管理としていたことから、各業務執行社員個人の判断により契約を更新している。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)
- ・ 大会社等の一部や学校法人のほとんどについて、監査法人としての管理を行っていないことから、監査契約書の作成、契約リスクの評価及び所要の議決などの承認手続を行わずに監査業務を実施している。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)

5. 監査業務の実施

(1) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

① 「リスク・アプローチによる監査の手引」の使用

- ・ 協会東京会が公表した「リスク・アプローチによる監査の手引（監査基準に準拠した監査の手引）」にある様式例を利用してリスク・アプローチに基づく監査計画の立案を行っているが、リスク・アプローチを正確に理解せずに形式的に当該様式例を利用しているため、以下のような不備事例がみられる。
 - ア) 同じ監査業務に対する監査計画の中で論理矛盾が生じている。
 - イ) 各表間に整合性がない。
 - リ) 監査調書の一部を作成していない。

② 重要性の基準値の決定及び改訂

(重要性の基準値の決定)

- ・ 監査法人全体として、実証手続に依存した監査への自信とリスク・アプローチに基づく監査の効果に対する疑問を有しており、また、発見した虚偽の表示は、原則としてすべて修正させる方針を採っているとの理由から、重要性の基準値を決定しておらず、監査手続を立案する際に、勘定や取引ごとの重要性の

値を考慮していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 5・7 項)

(重要性の基準値の改訂)

- ・ 重要性の基準値の決定に際して用いた過年度の財務諸表数値と当年度の財務諸表数値の実績が大きく乖離したにもかかわらず、監査実施者は、重要性の基準値の改訂の可否を検討していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 8 項)
- ・ 重要性の基準値を変更しているが、これに伴う試査範囲の変更など、監査計画の見直しの可否を検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 9 項)
- ・ 重要性の基準値の決定に当たり、基礎となる財務数値について、監査計画の策定段階では被監査会社が公表している業績予想数値の税引前当期純利益を用いていたが、期末直前に被監査会社が当期純損失を予想した業績予想数値の修正を公表したことに伴い、売上高を用いる方法に変更している。
上記のように、重要性の基準値の基礎となる財務数値を変更しているにもかかわらず、財務諸表全体に与える虚偽の表示の影響や、財務諸表の利用者の経済的意思決定に与える影響について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 2 項)

③ 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

- ・ 「産業、規制等の外部要因」などの理解において、チェックリスト形式の監査調書を作成し、考慮すべき事項についてマークを付しているが、被監査会社への質問、分析的手続、帳票や内部規程等の閲覧などの手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 29 号第 7・20・116 項)
- ・ 内部統制の理解において、経営者及び監査役に対する質問に止まり、内部統制のデザインの評価、内部統制が実際に業務に適用されているかどうかの検討及び判断のための観察、文書や報告書の閲覧等の手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 29 号第 51・52 項)

④ 重要な虚偽表示のリスクの評価

- ・ 重要な虚偽表示のリスクを総括する監査調書において、企業及び企業環境の理解に係る監査調書において識別されているリスクが理由なく漏れている一方、当該監査調書で識別していないリスクが当該総括する監査調書に新たに記載されているなど、監査調書間の整合性がなく、監査チームによる重要な虚偽表示のリスクの識別の過程が不明確である。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 94 項)

- ・ 販売サイクルは重要であると考えて、売掛金、売上高及び貸倒引当金については内部統制を理解し、重要な虚偽表示のリスクの評価に基づき監査手続を計画しているが、販売サイクルに関わらない勘定科目については、前期以前から内部統制の理解や重要な虚偽表示リスクの評価を行わずに、従前の監査手続を踏襲している。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 94・95 項)

⑤ 特別な検討を必要とするリスク

- ・ 特別な検討を必要とするリスクとして「不正リスクへの対応」を決定しているにもかかわらず、具体的な不正リスク要因の識別や、それに係る監査手続を計画しておらず、不正に関連したリスク対応手続も実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 102 項)

⑥ IT 統制リスクの評価

(IT の概括的理解等)

- ・ 監査計画において、「IT を利用した情報システムのリスク評価の必要性について、IT の利用が相当程度なされており、原則的なリスク評価手続を実施する。」と判断しているが、IT を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示のリスク評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書 29 号第 94 項、IT 委員会報告第 3 号第 7 項)

- ・ 監査計画において、「IT の利用が相当程度なされており、原則的なリスク評価手続を実施する。」と判断して、IT の全般統制に関する監査手続を実施しているが、被監査会社が内部統制報告書制度の準備のために行った作業の再実施に止まり、監査チーム自らの判断による監査証拠を入手していない。

また、ＩＴによる業務処理統制を利用して監査手続を行うと判断しているにもかかわらず、売上取引等の重要な業務プロセスにおけるＩＴに関するリスク対応手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

（ＩＴ委員会報告第 3 号第 29・30 項）

- ・ 期首に新規の会計システムを導入しており、前期以前に行った内部統制のデザイン等の評価をそのまま利用することができないため、当該システムの導入における影響を検討する必要があるにもかかわらず、これを行っておらず、前期末の残高が当期期首に引き継がれていることも確かめていない。【平成 20 年度検査】

（ＩＴ委員会報告第 3 号第 2 項（5））

（統制活動）

- ・ ＩＴを利用した情報システムの全般統制について、被監査会社への質問のみによって、過年度から変更がなく良好であることを確かめ、過年度のＩＴの業務処理統制に依拠するとしているが、質問と観察及び文書の閲覧等の手続を組み合わせて実施していない。【平成 20 年度検査】

（ＩＴ委員会報告第 3 号第 30・31・35 項、ＩＴ委員会研究報告第 31 号Ｑ 6）

- ・ ＩＴを利用した情報システムの全般統制に関して、財務報告に関する重要なスプレッドシートとユーザー開発のプログラムの計算結果の正確性の検討やセキュリティの確保について、被監査会社に統制のデザインが存在しないという事実を把握しているにもかかわらず、これに対する代替的な検証を実施していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 31 号第 10 項）

- ・ 滞留売掛金の評価や商品評価損の検討に際して、情報システムによって作成された情報を利用する場合の情報の正確性及び網羅性の検討を行ったとしているが、検討過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 12 項、同報告書第 31 号第 11 項）

- ・ 被監査会社は、業務用コンピュータの運用サービスを外部に委託しているが、当該委託に係る契約書（業務委託基本契約書等）やサービス仕様書などを入手しておらず、また、当該委託業務に係る内部統制の検証を行っていない。【平成 20 年度検査】

（ＩＴ委員会報告第 3 号第 18 項）

- ・ 被監査会社は、原価計算システムを機能追加した財務会計システム、購買システム及び給与システムを利用していることから I T の利用が限定的な場合に該当しないにもかかわらず、「I T の利用が限定的であり、安定度が高く、情報システムに前年度との間で重要な変更がないため、I T の利用に関するリスク評価手続の一部を省略する。」として、I T に関する全般統制の理解及び評価を省略している。また、I T に関する全般統制の理解及び評価をせずに、仕入プロセスの監査手続において、I T による業務処理統制を利用した監査手続を実施している。【平成 20 年度検査】

(I T 委員会報告第 3 号第 3 ・ 29 項)

⑦ リスク対応手続の立案

- ・ サンプル数などの監査手続の範囲を監査上の重要性や重要な虚偽表示のリスクに関する評価等を考慮して決定しておらず、従前の監査手続を踏襲している。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 17 項)

- ・ 運用評価手続におけるサンプル数の決定について、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(企業会計審議会)Ⅲ 4 (2) ①ロ「業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討」を参考にして、運用評価手続としてのサンプル数をすべてのテストにおいて 25 件としたとしているが、統制活動の頻度や重要な虚偽表示のリスクの程度を考慮していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 44 項)

⑧ 財務諸表の監査における不正への対応

- ・ 収益認識における不正リスクや経営者による内部統制の無視のリスクについて、その検討や対応する監査手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 60 ・ 74 ・ 110 項)

- ・ 不正リスク要因を検討する際に、「不正リスクチェックリスト」にマークを付しているが、質問や閲覧など実施した監査手続の過程を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 107 ・ 108 項、同報告書第 36 号第 8 ・ 10 項)

- ・ 代表取締役社長や監査役会と監査結果の報告会は実施しているが、不正に関する質問を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 33 ・ 34 ・ 43 ・ 109 項)

- ・ 不正による重要な虚偽の表示が行われる可能性に関する監査チーム内での討議及び重要な結論について、監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 27・107 項、同報告書第 29 号第 16・116 項)

⑨ 監査手続書の作成

- ・ 当監査法人の標準的監査手続書をそのまま適用し、被監査会社の業種に特有な勘定科目を考慮した監査手続書を作成していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 27 号第 24 項)

⑩ 詳細な監査計画

- ・ 売掛金、売上高及び貸倒引当金以外の勘定科目について、識別されたリスクに基づいて実施する実証手続、その実施の時期及び範囲を記載した詳細な監査計画を作成していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 27 号第 14～16・22 項)

⑪ 監査計画の修正

- ・ 当初、運用評価手続を実施する予定としていた販売サイクルについて、後に当該手続を実施しないこととしたにもかかわらず、監査計画書に修正の理由を記載していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 27 号第 17・22 項)

(2) リスク対応手続

- ・ 被監査会社の主要な業務である小売店業務においては、POSシステムによる手作業を介在させない高度な自動化処理が行われている。監査チームは、業務処理統制のうち手作業による「回収」プロセスの承認手続のみを運用評価手続の対象としており、自動化された「受注」、「出荷」、「売上計上」、「請求」及び「会計処理」の各プロセスに含まれる、重要な自動化された業務処理統制に関する運用評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 109 項、同報告書第 30 号第 7・24 項)

- ・ 販売サイクル及び購買サイクルについては、実証手続により入手した監査証拠のみでは、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを合理的に低い程度にまで抑えることが不可能又は実務的ではないと判断して、関連する内部統制のリスク評

価手続及び運用評価手続を実施している。しかしながら、販売サイクルについては、「売上計上」以外の「受注」、「出荷」、「請求」、「回収」及び「会計処理」の各プロセスに関し、合理的な理由なく、運用評価手続を実施していない。また、購買サイクルについては、「仕入計上」以外の「発注」、「入庫・検収」、「支払」及び「会計処理」の各プロセスに関しても同様の判断をしたため、運用評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 109 項、同報告書第 30 号第 7・24 項)

- ・ マンション等の建設及び販売などを事業としている被監査会社の売上高に関して、運用評価手続と実証手続を組み合わせた監査アプローチを採用すると計画しているにもかかわらず、運用評価手続を実施せず、売上金額が多額の物件に対する引渡関連資料との照合や入金確認等の詳細テストによる実証手続のみを実施している。また、収益認識における不正リスクの検討及び対応手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 22 項、同報告書第 35 号第 60 項)

- ・ 販売サイクルなど主要な業務サイクルに対する運用評価手続について、業務サイクルごとのリスク評価に対応して策定された監査計画に従って、対象期間全体を通した運用評価手続を実施することが求められている。しかし、各サイクルにおける運用評価手続の実施時期が特段の理由なく特定の月の取引に限定され、期間全体に対して実施していない業務、実施した手続の内容が対象月によって理由なく異なっている業務、残余期間における手続が実施されていない業務がある。また、監査計画において策定したサンプル数に対して、実施した手続のサンプル数が特段の理由なく過不足している業務がある。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 17・34・36 項)

(3) 会計上の見積りの監査

① 関係会社株式の評価

- ・ 市場価格のない子会社株式の実質価額が著しく低下しているにもかかわらず、子会社の事業計画等を入手しておらず、当該子会社株式の実質価額の回復可能性を十分に検討せずに、回復可能性があるかと判断している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 帳簿価額と比較して実質価額が著しく低下している非上場株式の減損処理について、被監査会社から土地の含み益を加味すると下落率が 50%未満になるため減損処理を行わないとの口頭説明を受け、被監査会社が減損処理を行わないことを

容認しているが、土地の含み益及び当該株式の実質価額の回復可能性に関する証拠を入手しておらず、監査調書に当該説明についての記載もない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項)

② 無形固定資産（のれん）

- 被監査会社は、子会社数社の株式取得及び当該子会社同士の合併により発生した多額の「のれん」（連結総資産に占める割合は 50%以上）を連結財務諸表上、無形固定資産に含めて計上している。監査チームは、「のれん」に減損の兆候はないとしているが、被監査会社から入手した当該子会社の経営計画等について、検討の過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項)

③ 貸倒引当金

- 長期未回収の長期貸付金等について、貸倒懸念債権に該当するかどうかを検討することなく、被監査会社が算定した貸倒引当率に基づく貸倒引当金の設定を容認している。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

④ 繰延税金資産の回収可能性

- 被監査会社の業績が十分に安定的であるとはいえない状況において、過年度の課税所得を監査調書に記録しているが、将来年度の課税所得の十分性について検討していないにもかかわらず、繰延税金資産の回収可能性に関する被監査会社の判断を容認している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、監査委員会報告第 66 号 5)

- 被監査会社の繰延税金資産の回収可能性に係る監査基準委員会報告第 66 号における区分 2 に該当する会社について、有価証券評価損、ゴルフ会員権評価損及び土地評価損等のスケジューリング不能将来減算一時差異について、将来の売却計画等により実現する時期等を検討することなく、繰延税金資産の計上を容認している。被監査会社が監査チームの指導に従って一部のスケジューリング不能差異については繰延税金資産を計上しないなど、改善への姿勢がみられるようになったことから今後に期待ができ、また、当該スケジューリング不能将来減算一時差異にかかる繰延税金資産を計上しても、「重要性は必ずしも大きくない」と判

断したことを容認の理由としてあげている。なお、当該繰延税金資産の金額は重要性の基準値を大幅に超えている。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、監査委員会報告第 66 号 5)

⑤ 退職給付引当金

- ・ 被監査会社が、退職給付引当金の計算に当たって割引率や期待運用収益率を変更しているにもかかわらず、当該変更の妥当性を検討していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 年金数理人が算定した退職給付債務及び退職給付費用に基づく退職給付引当金と被監査会社の計上額との間に重要な差異が発生しているにもかかわらず、差異についての分析を行っていない。また、退職給付費用がマイナス（費用の戻入）となっているにもかかわらず、原因を調査していない。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、同報告書第 14 号第 13 項)

- ・ 退職給付引当金が重要な残高であるにもかかわらず、退職給付債務及び年金資産残高について、年金数理人や資産運用会社に対して確認を行っていない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・11 項、監査基準委員会報告書第 14 号第 4 項)

- ・ 被監査会社が市販のパッケージソフトウェアを利用して算定した退職給付債務に関し、当該パッケージソフトウェアの信頼性を検証する手続や、期末の退職給付債務額について、退職給付の個人別データからサンプルを抽出し、関連証憑資料との照合や計算チェックなどの退職給付債務計算の正確性を検証する手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 前年度と異なる年金数理人が退職給付債務を計算しているにもかかわらず、「個人別データ等の計算の検証については、前年度検証済みであり、その後計算の概要に変化がないことから、当期においては検証を省略している。」として、被監査会社から年金数理人に提出されたデータが会計記録と整合していることを確かめる手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 14 号第 11 項)

⑥ 完成工事補償引当金

- ・ 被監査会社は、過去の完成工事に係る補償額について、従来の発生時費用処理から当期より補償実績率に基づく見積補償額を計上する方法に会計方針を変更しているため、特別な検討を必要とするリスクとして識別しているが、計算の正確性の検証に止まり、被監査会社が実施した見積補償額の算定における仮定の適切性（過去の補償実績率の計算の方法及び補償期間の妥当性等）を検討していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項）

⑦ 工事損失引当金

- ・ 建設業を営んでいる被監査会社が工事損失引当金を計上していないことについて、業務執行社員は、「被監査会社は赤字工事を受注していない」としているが、被監査会社に赤字工事が存在するか否かを確かめていない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項）

(4) 金融資産の消滅の認識の検討

- ・ 被監査会社が売掛債権を第三者に譲渡した取引について、当該債権譲渡に係る売買契約書を入手しておらず、当該契約が金融資産の消滅の認識の要件を満たしているかを検討していない。また、当該取引の法律関係等について監査チーム内で検討することが困難であるにもかかわらず、弁護士等の法律の専門家の意見を入手していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 31 号第 19 項、同報告書第 14 号第 4 項）

(5) 売上

- ・ 被監査会社の経営環境の悪化に伴い、売上として認められない未出荷売上が計上されるリスクを特別な検討を必要とするリスクとして識別し、未出荷売上の期間帰属の妥当性を確かめるため、未出荷理由の検討や代金の回収条件の確認等を計画していたが、預り依頼書を入手して売上数量を確認したのみでその他の監査手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 51 項、同報告書第 31 号第 19 項）

(6) 立会

- ・ 決算日以外の日を実地たな卸の基準日として立会を行っているが、当該基準日か

ら決算日までのロール・フォワード手続を実施していない。また、監査手続書において入手することとされている入出庫のカット・オフ・データを入手していない。

【平成 19 年度検査】

(監査委員会報告第 8 号第 3 項、同報告第 72 号第 6 項 (1))

- ・ 実地たな卸立会において、監査手続書上、テスト・カウント後にテスト・カウントの数量と被監査会社が作成した在庫一覧の数量を突合するとしているが、一部について手続が未了である。【平成 20 年度検査】

(監査委員会報告第 8 号第 2 項)

- ・ 不動産会社において、重要性のある販売用不動産及び仕掛販売用不動産について、内部統制の運用評価手続等を実施せずに、被監査会社が実地たな卸や視察などの現場確認を実施しないとする判断を受け入れている。また、上記のたな卸資産に対する立会等を実施しなかったこと及びその理由等を監査調書に記載していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 7 項、監査委員会報告第 8 号第 1 項・解説Ⅲ第 7 項)

(7) 確認

- ・ 売掛金の確認先抽出時に使用している残高明細表の合計額と帳簿上の売掛金金額が一致しているかどうかを確かめておらず、結果として両者の間に重要性のある差額が生じていることを看過している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 31 号第 11 項)

- ・ 被監査会社から残高確認の発送対象を一部除外するよう要請され、正当な理由がないにもかかわらず、応じている。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 17 項)

- ・ 残高確認状の発送等について、被監査会社に依頼するなど、自ら発送及び回収していない。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 21 項)

- ・ 売掛金について、被監査会社の作成した勘定科目明細を通査して「通査した結果、全て法人(＝個人でない)に対する売掛金であり、特に問題となる債権はない。」と結論付け、確認状を発送していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 3・5 項、同報告書第 36 号第 8 項)

- ・ たな卸資産残高のうち外部保管在庫の割合が非常に高く（70%程度）、その金額に重要性があるにもかかわらず、外部保管先に対して確認手続又は実地たな卸の立会を実施していない。また、会社が入手している外部保管先の在庫証明書との突合等も実施していない。なお、たな卸資産サイクルにおける内部統制の運用評価手続も十分に実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 7・21・47 項）

- ・ 決算日以外の日を売掛金の確認基準日として確認手続を実施しているが、当該確認基準日から決算日までのロール・フォワード手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 28 項、監査委員会報告第 72 号第 6 項（1））

- ・ 多額の確認差異が発生しているにもかかわらず、証憑との突合等、その発生原因を把握するために必要な監査手続を実施していない。また、確認差異について、その内容や量的・質的影響を検討していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 25 項）

- ・ 工場の複数の当座預金勘定において、帳簿残高と銀行からの確認状残高との間に差異があり、その金額に重要性があるにもかかわらず、本社監査担当者は工場監査担当者が、また、工場監査担当者は本社監査担当者が、当該差異の検証を実施するものと思込み、差異調整を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 25 項）

- ・ 回収した確認状における確認先の署名欄に代表者印や会社印ではなく、三文判の個人印が押印されているものについて、回答の信頼性を検討していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 24 項）

- ・ 売掛金に関する確認状の未回収先について、被監査会社に対する入金の有無の質問に止まり、入金額を当座勘定照合表と照合する等の代替手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 22 項）

- ・ 確認状が監査報告書日付までに返送されなかったにもかかわらず、理由なく代替手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 22・23 項）

- ・ 買掛金について発送した確認状のうち、回答がなかったものについて、代替手続

を実施したとしているが、当該手続は、未回収の確認状の金額の一部分（金額で 10% 未満）についてのみ発注書や請求書と突合したものであり、確認金額全体を対象とした代替手続とはなっていない。監査チームは、さらに、確認以外の他の監査手続を実施し、買掛金の勘定残高について十分な心証を得たとしているが、当該監査手続の具体的内容や監査手続全体についての十分性の検討過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】（監査基準委員会報告書第 19 号第 22・27 項、同報告書第 36 号第 8 項）

- ・ 3 月末決算の被監査会社のクレジット会社に対する売掛金について、確認状を発送せず、3 月末の各残高と 4 月中の入金額を比較しているが、締め日の違いなどから差異が発生しているにもかかわらず当該差異の分析を行っておらず、内部統制の運用評価手続も行っていない。また、売掛金について確認状を発送しないと判断する場合の理由と実施すべき他の監査手続の十分性に関して検討したとしているがその結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】（監査基準委員会報告書第 19 号第 3・5 項、同報告書第 36 号第 8 項）

(8) 分析の実証手続

- ・ 実証手続としての詳細テストを実施せずに、分析の実証手続のみを実施とした場合において、被監査会社にとって営業上重要な意味を持つ財務諸表項目について、推定値の算出や、推定値と財務諸表項目の金額又は比率との重要な差異の基準値の決定をしておらず、重要な差異に該当するか否かの判断及びそれに基づく調査を行っていない。【平成 20 年度検査】（監査基準委員会報告書第 1 号第 18・20・21 項）

(9) 連結財務諸表の監査

① 連結の範囲

- ・ 被監査会社が、株式を 100% 保有する子会社 2 社を連結の範囲から除外していることについて、量的側面から重要性が著しく低いとして、被監査会社の判断を妥当と判断しているが、その監査調書を作成しておらず、質的側面からの検討も行っていない。【平成 19 年度検査】（監査・保証実務委員会報告第 52 号第 3 項）

② 連結財務諸表の監査

- ・ 連結キャッシュ・フロー計算書について、連結貸借対照表及び連結損益計算書との整合性の確認に止まり、個々の数値の正確性について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 24 号第 16 項、同報告書第 31 号第 2 項)
- ・ セグメント情報の注記について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の数値とセグメント情報との整合性の確認に止まり、個々の数値の正確性について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査委員会報告第 53 号第 3・5 項 (5))
- ・ 重要性のある連結子会社について、会社区分及び繰延税金資産の回収可能性の検討をしていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項、監査委員会報告第 66 号)

(10) 関連当事者

- ・ 実施すべき監査手続のチェックリストにマークを付しているのみで、関連当事者に関する資料の入手を行っていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 34 号第 2・6・8～10・13・14 項)
- ・ 被監査会社の経理担当者が作成した関連当事者の範囲に関する資料を入手しているが、当該資料の正確性や関連当事者取引の網羅性に関する検討等を行っていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 34 号第 2・6・8～10・13・14 項)

(11) 後発事象

- ・ 被監査会社又は連結子会社について、決算日後の取締役会等の議事録の閲覧や月次試算表等の内容の検討を行っておらず、財務・経理担当役員等に対する質問等も行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ①・③)
- ・ 他の監査人に対して発送した後発事象の有無に関する確認状の回答期限が、会社法監査報告書日後となっている。また、当該確認状は、被監査会社を通じて入手しており、他の監査人から直接入手していない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)

- ・ 重要な海外の連結子会社に関し、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、後発事象に関する報告書を監査報告書日後に回収しており、監査報告書日以前に代替手続も実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)

- ・ 後発事象に関するチェックリストを使用し後発事象の有無を確認したとしているが、監査調書はマークを付したチェックリストのみであり、取締役会議事録について閲覧した開催日の日付や項目等が記載されていない。また、マークを付す手続を実施した日付や担当者の署名がない。【平成 19 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ①、監査基準委員会報告書第 36 号 第 21 項)

(12) 財務諸表の表示及び開示

- ・ 連結財務諸表の「リース関係」、「有価証券関係」、「退職給付関係」及び「税効果関係」の注記について、被監査会社の担当者が注記情報を作成するために作成した数値の集計表を入手し、これと注記の金額との照合に止まり、集計表の数値の正確性等を検証していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号 第 64 項)

(13) 経営者確認書

- ・ 入手した経営者確認書について、以下の事項の記載が漏れている事例がみられる。【平成 19・20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 3 号 第 6・7 項、同報告書第 34 号 第 15 項 (1))

- ア) 一定の金額基準を超える未訂正の財務諸表の虚偽の表示が存在する場合、監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別に集計しても、財務諸表全体にとって重要でない旨
- イ) 関連当事者との取引は適切に注記している旨
- ウ) 財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要なデリバティブ取引はない旨
- エ) 重要性のある繰延税金資産の回収可能性に関する経営者の見解
- オ) 監査報告書に記載のある重要な会計方針の変更がある場合のその旨及び理由
- カ) 監査人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料は監査人に提供した旨

- ・ 経営者確認書を監査報告書の交付日に入手していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 3 号 第 5 項 (4))

- ・ 重要な会計方針の変更に係る事項について、会社法の経営者確認書で確認することを失念し、金融商品取引法の経営者確認書だけで確認している。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 3 号第 5 (5)・7 項)

(14) 他の監査人の監査結果の利用

- ・ 他の監査人の監査結果を利用しているにもかかわらず、他の監査人の信頼性の程度を確かめていない。また、被監査会社、子会社及び関連会社に対し、他の監査人が独立性を保持していることを確認する文書を入手していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 6・7 項 (1))

- ・ 他の監査人に対して、重要性の判断基準に関する監査指示書や質問書を送付しておらず、検出事項一覧表、後発事象の発生の有無に係る回答等も入手していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7 項 (5)、監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)

- ・ 海外子会社の監査手続において、海外会計事務所に対する質問書等の送付を被監査会社経由で行っている。また、質問書の回答を審査日後に入手している。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7 項)

- ・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、当該他の監査人に対する指示書において、監査の実施に際して準拠すべき会計基準を指示しておらず、現地の会計基準で作成された財務諸表について、日本の会計基準との違いによる会計処理に大きな差異がないことを確かめていない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7・10 項)

- ・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用しているが、多額の減損損失を財務諸表で確認するに止まり、質問や追加資料の入手などの監査手続を実施しておらず、追加手続の必要性の検討もしていない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 10 項)

(15) 専門家の業務の利用

- ・ 所有する多額の土地について減損を行うかどうかの検討を行う際に、不動産鑑定士の評価結果を利用しているが、当該不動産鑑定士の専門家としての能力や業務の客観性について、検討した過程を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 14 号第 6・7・17 項)

- ・ 退職給付引当金の退職給付債務の計算について、信託銀行が発行した「数理評価計算結果報告書」を利用しているが、当該年金数理人の専門家としての能力についての検討をしていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 14 号第 6 項)

(16) 総括的吟味のための分析的手続

- ・ 監査の最終段階における財務諸表の総括的吟味に用いられる分析的手続を実施しておらず、財務諸表が全体として監査人の理解と合致していることについての全般的な結論を形成していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 1 号第 5・23～25 項)

(17) 訴訟事件等に係るリスク管理体制の評価

- ・ 重要な訴訟事件を抱えている被監査会社の監査において、訴訟事件に係るリスク管理体制の検討・評価を行っていない。【平成 18 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 4 項)

(18) 弁護士への確認

- ・ 金額的重要性が高い訴訟事件であるにもかかわらず、弁護士への確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 5 項 (1))
- ・ 会社法監査報告書日付までに回収していない確認状があるにもかかわらず、被監査会社に対して回答の督促を依頼していない。また、回答日以後金融商品取引法監査報告書日までの状況について弁護士に電話で確認したとしているが、監査調書にその旨が記載されていない。【平成 19 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 6 項 (5) ③・8 項)

- ・ 確認状を会社法監査報告書日付より1か月以上前に回収しているにもかかわらず、合理的な理由なしに、その後の状況を確認するための追加的な確認手続を実施していない。【平成19年度検査】

(監査委員会報告第73号第6項(4)②)

(19) 期首残高の妥当性

- ・ 前任監査人と被監査会社の間において、会計処理について意見が相違したことを理由として、期中に監査業務を引き継いだにもかかわらず、期首残高の妥当性に関する監査手続を全く実施していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第33号第19項)

6. 監査調書

(1) 監査調書の作成

- ・ 監査調書の整理について、以下のような不備事例がみられる。【平成18年度検査】
(監査基準委員会報告書第36号第25・28項)

- ア) 監査報告書提出後に補完的に実施した監査手続を当初作成した監査調書に加筆修正を行っている。
- イ) 監査業務の定期的な検証により発見された不備に対し、業務執行社員は、最終的に整理・完成された監査調書と明確に区分せずに、遡って訂正している。

- ・ 監査業務における独立性に関する調査を電子的に行っているが、調査資料が回収担当者のパソコン内に保存されており、監査調書として保存されていない。【平成18年度検査】

(監査基準委員会報告書第36号第8項)

- ・ 時間が無かったとして、監査調書に、監査手続を実施した者及びその作成日の記載をしていないものがある。【平成19年度検査】

(監査基準委員会報告書第36号第21項(1))

(注) 上記のほか、実施した監査手続、判断過程及び結論などが監査調書に記載されていない事例が多数の監査業務において認められている。

(2) 監査調書の査閲

- ・ 業務執行社員等による査閲のサインがほとんど行われていない。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 27 項、同報告書第 36 号第 21 項 (2)・22 項)
- ・ 主査が査閲したとする監査調書について、第三者が見ても明らかに不備がある監査調書においても押印がされており、査閲日の記載もない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 21 項、同報告書第 36 号第 21 項)

(3) 監査調書の管理・保管

- ・ 監査調書の管理・保管に関し、以下のような不備事例がみられる。【平成 18・19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 36 号第 27 項)
 - ア) 代表社員の個人事務所や自宅に保管されている。
 - イ) 過去の電子監査調書データ等が監査補助者の個人所有の U S B メモリ等に保存されている。
 - ウ) 保存期間満了後の監査調書が内容等が不明のまま、段ボール箱に箱詰めされて監査法人内の一角に積まれている。
 - エ) 監査調書の総冊数や内訳を全く管理していない。
 - オ) 精算表等の最終版のみを監査調書として保管し、監査手続を実施した過程の書類をすべて廃棄している。
 - カ) 回収用キャビネットに過去の残高確認状が混在している。
 - キ) 外部の倉庫に保管している監査調書について、管理していない。
- ・ 監査調書を被監査会社の鍵付ロッカーに保管しているが、鍵の管理を被監査会社に任せている。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 86・89 項、監査基準委員会報告書第 36 号第 27 項)

7. 監査業務に係る審査

(1) 方針及び手続

- ・ 協会が公表した「監査の品質管理規程の例示について」をそのまま監査法人の内部規程等としたため、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているに

もかわらず、合議制審査の規程となっている。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63 項)

(2) 審査態勢

① 審査態勢全般

- ・ 社員間で互いの監査手続を検証することに抵抗があり、他の社員の行った監査業務に干渉しないことなどから、重要な論点に関する質問等の審査が行われていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 66 項、監査基準委員会報告書 32 号第 38 項)

② 審査担当者の適格性

- ・ 補助者として監査業務に関与している者やシステム監査に従事した者が、審査担当者に任命されている。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 73 項 (2))
- ・ 内部規程において、意見形成の妥当性に関する審査は、社員から構成される審査委員が行い、表示の妥当性に関する審査は、審査委員の補助者である監査スタッフが先行し、その結果を審査委員がレビューする旨を規定しているが、当該監査スタッフの審査結果を審査委員がレビューしておらず、監査スタッフが意見形成の妥当性に関する審査まで実施している。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 72 項)

③ 合議制審査

- ・ 内部規程において、審査は審査委員会による合議制により実施し、当該審査委員会は審査委員の過半数の出席により成立することとしているが、審査委員のほとんどが監査業務の関与者であり、審査に加わることができないため、実際には、審査委員 1 名のみにより審査が実施されている。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項)
- ・ 内部規程において、合議制による審査を行うとしているが、各審査委員は割り当てられた監査業務における審査のみを実施し、その審査結果を要約した審査結果報告書を審査委員長が最終的に確認するのみで、審査委員同士の相互査閲を行っていないなど、合議制による審査が実施されていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項)

- ・ 内部規程において、合議制による審査を行うとしているが、社員全員がすべての監査業務に従事しており、審査適格者が存在しない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項 (2))

(3) 審査の実施

① 計画審査

- ・ 学校法人、公益法人及び独立行政法人等について、大会社等以外は必要ないと考え、監査計画の審査を実施していない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63・67 項)

② 事前審査

- ・ 内部規程において、会計方針の変更や継続企業の前提に関する事項は事前審査を受けなければならないとしているが、ソフトウェアの売上処理の変更や継続企業の前提の注記を付すような監査業務について、事前審査を受けていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 30 項)

③ 意見審査

(未実施)

- ・ 監査責任者は、担当する監査業務の審査の対応を監査補助者に任せ、審査の実施の有無も確認しなかったことから、審査前に監査意見を表明している。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 36～38 項)
- ・ 英文財務諸表(アニュアルレポート)に対する監査報告書を発行しているが、審査を行っていない。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63 項)

(審査資料の不備)

- ・ 審査終了後に審査担当者が記入すべき審査資料の結論等の項目に、監査実施者が事前に「問題無し」「同意する」等の記入を行っている。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 37・38 項)

- ・ 審査において、財務諸表(案)及び監査報告書(案)を検討したとしているが、当該資料が、監査調書として保存されておらず、審査の対象となった書類を特定することができない。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 37・38 項)

(審査不十分)

- ・ 金融商品取引法監査の意見審査を、会社法監査の意見審査と併せて実施しているが、会社法監査報告書日以降、金融商品取引法監査報告書日までの間に、有価証券報告書及び監査報告書に記載する重要な後発事象が発生したにもかかわらず、表示等に関する審査を実施していない。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 39 項)

- ・ 意見表明の審査に当たり、業務執行社員が財務諸表(案)及び監査報告書(案)を提出しておらず、それらを求めることなく、監査結果の概要に関する説明資料のみを用いて審査が実施されている。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 38 項)

- ・ 総資産の 30%超を占める貸付金について、審査担当者は、業務執行社員を信頼し、実施した監査手続や監査上の判断について質問等を行わなかったことから、業務執行社員が取引の実態を把握せず、回収可能性の検討等を行っていないことを看過している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 37～39 項)

- ・ 審査で指摘された事項のフォローアップが未了であるにもかかわらず、業務執行社員は、当該指摘事項が監査意見に影響を与えるものではないとして、審査完了前に監査意見を表明している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 36 項)

(審査過程の記載の不備)

- ・ 審査委員会において合議制により審査を行ったとしているが、議事録に「監査意見は妥当」と残されているのみで、審査担当員名、審査実施日、審査手続、審査結果、審査担当員のコメント及び結論について、審査資料に記載がなく、審査を実施したことが確かめられない。【平成 18 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 65 項 (3)・77 項)

8. 品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理のシステムの日常的監視

- ・ 日常的監視について、以下のように形式的な監視やそのフォローアップが行われていないものがある。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93 項)

- ア) 独立性の確認の実施の有無について、口頭のみで確認している。
- イ) 独立性の確認において、未回収の回答書があることが日常的監視で発見されたが、回収を促すように口頭での指示に止まり、その顛末を確認していない。

- ・ 日常的監視を実施したとしているが、監視手続の結果や発見事項の記録が残されておらず、社員会の議事録に担当者の報告の記録も残されていない。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93・104 項)

(2) 監査業務の定期的な検証

- ・ 定期的な検証で指摘された事項の改善状況について、品質管理本部は、改善されていない事項を業務執行社員等が「改善済み」と記載した報告書を回収しているが、これに対する確認作業を行っていない。【平成 18 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 93 項)

- ・ 監査法人として検証すべき内容が決まっておらず、検証内容が担当者の判断に任されているため、判断過程と結論が明記されているかといった監査調書の整備状況の観点からのみの検証となっており、監査業務が監査基準や会計基準等に準拠して実施されているか、及び協会レビューにおいて指摘された事項の改善がされているか、といった観点からの検証が行われていない。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90 項)

- ・ 監査業務の定期的な検証の実施に際して、検証を行う十分な人員を確保できなかったことから、計画していた検証作業が未了となり、評価を行っていない。【平成 18 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15 項 (3))

- ・ 定期的な検証に際して、「監査業務の定期的検証チェックリスト」を利用しているが、当該チェックリストの公表後に公表・施行された監査基準や会計基準等に対応した見直しを行わずに、定期的な検証が行われている。【平成 20 年度検査】

(3) 不服と疑義の申立て

- ・ 法人内からの申立てについてのみ通報経路が明確にされており、外部からの申立てを想定していない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第107項)
- ・ 被監査会社に係る匿名の情報が寄せられた案件を、当該被監査会社を担当する業務執行社員に連絡している。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第108項)

9. 監査事務所間の引継

- ・ 監査人の交代に際し、後任監査人は、被監査会社から「監査人予定者が監査契約の締結前に実施する監査業務の引継に関する守秘義務についての確認書」を入手せずに、前任監査人に対して質問を行い、情報の提供を受けている。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第12項)
- ・ 監査人の交代に際し、後任監査人は、重要な事項があると認識していたにもかかわらず、前任監査人の監査調書の閲覧を求めず、契約を締結している。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第3項)
- ・ 継続企業の前提に関する注記が付されている被監査会社に関する前任監査人との引継について、被監査会社の経営者等からのヒアリングにおいて交代に至る説明を受け、誠実な対応を得たとの理由から、監査人の交代事由に関する見解について前任監査人への質問を行っていない。【平成18年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第13項)

10. 共同監査

- ・ 共同監査人の実施した監査手続について、自らの意見表明に際して必要と認めて当該監査調書をレビューしたとしているが、その内容を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第113項)

- ・ 共同監査人に対して、品質管理のシステムが監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを確かめていない。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 113 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 44 項)

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

A Framework for Inspection/Supervision of Foreign Audit Firms, etc.

I. Basic Framework

With respect to information gathering and inspections regarding foreign audit firms, etc. (hereafter referred to as “firms” (Note 1)), the Financial Services Agency (hereafter referred to as the “FSA”) and the Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (hereafter referred to as the “CPA AOB”) will, in principle, rely on such actions by the competent authorities of the firms’ home jurisdictions (hereafter referred to as “foreign competent authorities”), instead of seeking to obtain information from or conducting inspections on firms themselves, provided that (a) audit and public oversight systems in the firms’ home jurisdictions are equivalent to those of Japan (Note2), (b) necessary information can be provided from the foreign competent authorities through appropriate arrangements of information exchange, and (c) reciprocity is ensured. It is a prerequisite for entering into an arrangement of information exchange that the staffs of the foreign competent authorities are subject to professional confidentiality obligations and are prohibited from using the information beyond predetermined purposes.

In cases where any of the above conditions cannot be met and thus the framework of mutual reliance cannot work, the FSA/CPA AOB will seek to obtain information from or conduct inspections on firms on their own. Also, even if all the conditions are met, in cases where the above arrangements of information exchange cannot be fully fulfilled, including when information cannot be obtained from the foreign competent authorities in a sustained manner, or necessary information, such as those closely related to the judgment of a specific administrative action, cannot be provided despite the arrangements, such information may be directly gathered from firms.

(Note 1) A person who has notified the authority according to Article 34-35 (1) of the Certified Public Accountants Act (hereafter referred to as the “CPA Act”)

(Note 2) Equivalence of the audit and public oversight systems will be assessed in a comprehensive manner, based on principle-based criteria which will be published separately.

II. Operation of Inspection/Supervision

The FSA/CPAAOB will require firms to submit information and inspect/supervise firms basically following the lines outlined below. In implementing this framework, however, the FSA/CPAAOB will give due consideration to specific circumstances surrounding each jurisdiction, including its legal system.

1. Information Submission

The CPAAOB will require following firms to report or submit respective information based upon the CPA Act once every three years in principle, in addition to the information submitted through notification documents (Note 3). The CPAAOB will, in principle, notify foreign competent authorities prior to taking such actions.

- (1) All firms: overview of the firms, their businesses, and results of inspection/audit quality review conducted by foreign administrative agencies or similar organizations (Note 4).
- (2) Firms which provide services corresponding to audit and attestation services for the issuers of securities listed in financial instruments exchanges in Japan: in addition to information in II.1(1), overview of the issues related to the above services and information on the firms' operation control systems, including rules for quality control systems

(Note 3) A notification document stipulated in Article 34-36 (1) of the CPA Act, including a notification of changes stipulated in Article 34-37(1), and attachments stipulated in Article 34-36(2) of the Act

(Note 4) Foreign administrative agencies or similar organizations stipulated in Article 5 (1) of the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc.

If firms do not provide the required reports or relevant documents without any legitimate reasons, the FSA will issue business improvement instructions, upon notifying, in principle, the foreign competent authorities in advance. Instead of issuing such instructions, however, the FSA may request the foreign competent authorities to take necessary actions against the firms.

Furthermore, the CPAAOB will request the firms to submit the above information on a voluntary basis when deemed necessary and appropriate.

2. Selection of Firms To Be Inspected

The CPAAOB will analyze the information submitted following the process mentioned in II.1 together with other information and make assessment on the need for further examination on aspects including whether firms properly conduct services corresponding to audit and attestation services, and whether their operation control systems are functioning effectively. Inspections will be conducted to the firms selected as the result of such assessment.

Furthermore, when deemed necessary and appropriate in light of the public interest or investor protection, such as in cases where firms have allegedly made fraudulent or inappropriate attestation, the CPAAOB may conduct inspections of the firms without going through the process described in II.1. The CPAAOB will, in principle, notify the foreign competent authorities prior to taking such actions.

3. Implementation of Inspection

The CPAAOB will, in principle, notify the foreign competent authorities when it intends to conduct inspections, before it notifies the firms. Also, the CPAAOB will make utmost efforts to coordinate with the foreign competent authorities so that they will be able to conduct inspections simultaneously.

With regard to specific audit engagements, the CPAAOB will limit the scope of inspection to those related to the financial statements (Note 5) required for disclosure under the provisions of the Financial Instruments and Exchange Act in Japan. With respect to operation control systems, the CPAAOB will strive to pursue efficiency of inspections and lessen the burden on firms.

(Note 5) Financial statements to be disclosed under the Financial Instruments and Exchange Act by the issuers of securities stipulated in Article 30 of the Cabinet Order for Enforcement of the CPA Act.

4. Provision of Inspection Report and Follow-up

The CPAAOB will communicate inspection results to inspected firms by providing inspection reports in Japanese, together with provisional English translation for reference.

Following the inspection, the FSA will basically require the inspected firms to submit business improvement plans concerning issues pointed out in the inspection reports. Nonetheless, in the cases where inspections are conducted in cooperation with foreign competent authorities and collection of the firms' improvement plans by such authorities are considered to be more effective in light of public interest or investor protection by Japanese authorities, the FSA may request the foreign competent authorities to assume the task.

Furthermore, based on the above-mentioned improvement plans, the FSA will monitor the progress and give instructions to the firms when necessary and appropriate (hereafter referred to as "follow-up"). In the cases where follow-up actions taken by the foreign competent authorities are considered to be more effective in light of public interest or investor protection by Japanese authorities, the FSA may request the foreign competent authorities to assume the task.

The CPAAOB will directly examine the state of improvement in following inspections, if conducted.

5. Administrative Actions

In the cases where firms' services corresponding to audit and attestation services in Japan are found to be significantly inappropriate, including based on recommendations by the CPAAOB, the FSA will basically issue business improvement instruction to the firms. Furthermore, in the cases where firms do not respond to the FSA's requirement to submit improvement plans without any legitimate reasons, or in the cases where poor- or non-implementation of improvement plans are revealed via inspections, etc., the FSA will issue business improvement instruction to the firms as well. The FSA will, in principle, notify the foreign competent authorities prior to taking any of such actions.

In the above cases, the FSA may request the foreign competent authorities to take actions to ensure the firms' operational improvement instead of directly issuing business improvement instructions, when it is considered to be more effective in light of public interest or investor protection by Japanese authorities.

When the firms fail to follow the instructions that they have received, the FSA may publicize such failure and the contents of the instructions. Once such publications are

made, the firms' assurance corresponding to audit and attestation will not be considered valid in the Japanese market under the Financial Instruments and Exchange Act until the FSA publicizes that the matters pertaining to the instructions have been rectified.

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

**平成 22 年 1 月
公認会計士・監査審査会**

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第34条の35第1項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第2条第1項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るものとする。

Ⅲ 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3 年に 1 度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記 1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

(4) 検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

(5) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

(8) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(9) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

- (1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

VIII 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況

社員、使用人の人数及び対前年度増減

- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

(1) 業務の内容

- ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
- ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し

2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し

3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

Basic Guidelines on Information Requirements and Inspection on Foreign Audit Firms etc. by the Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

I Mutual Reliance on Information Requirements and Inspection

With respect to information requirements and inspections regarding a foreign audit firm, etc. (hereinafter referred to as a “Firm” (Note 1)), the Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (hereinafter referred to as the “CPAAOB”) will, in principle, rely on such actions taken by the competent authorities of the Firms’ home jurisdictions (hereinafter referred to as “Foreign Competent Authorities”), and will not seek to obtain information from or conduct inspections on Firms themselves, provided that (i) audit and public oversight systems in the Firms’ home jurisdictions are equivalent to those of Japan, (ii) necessary information can be obtained from the Foreign Competent Authorities through appropriate arrangements of information exchange, and (iii) reciprocity is ensured. It is a prerequisite for entering into an arrangement of information exchange that the staffs of the Foreign Competent Authorities are subject to professional confidentiality obligations and are prohibited from using the information beyond predetermined purposes.

In cases where any of the above conditions cannot be met and thus the framework of mutual reliance cannot work, the CPAAOB will seek to obtain information from or conduct inspections on Firms on their own. Also, even if all the above conditions are met, in cases where the above arrangements of information exchange cannot be fully performed, including when information cannot be obtained from a Foreign Competent Authority in a sustained manner, or when, despite the arrangements, the provision of such information as the CPAAOB deems necessary cannot be ensured, such information may be directly collected from the Firm.

(Note 1) A person who makes notification stipulated in Article 34-35 (1) of the Certified Public Accountants Act (hereinafter referred to as the “Act”)

II Purpose of Information Requirements and Inspection, etc.

These Guidelines set forth the basic procedures, etc. for the implementation of information requirements and inspection.

1. Purpose

The purpose of information requirements and inspection by the CPAAOB is to verify and confirm whether the Firm's services corresponding to audit and attestation services as prescribed in Article 2(1) of the Act (hereinafter referred to as the "Audit and Attestation Services") are conducted properly, with the objective of securing and improving, for the sake of public interests, the quality of audit concerning financial documents of foreign companies, etc., as prescribed in Article 34-35(1) of the Act (hereinafter referred to as the "Foreign Company Financial Documents").

2. Legal Basis

The authority to implement information requirements and inspection is granted to the CPAAOB,

- (i) with respect to information requirements from Firms, by Article 49-3-2(1) of the Act, and
- (ii) with respect to inspection on Firms and at places related to the Audit and Attestation Services conducted by Firms, by Article 49-3-2(2) of the Act.

3. Cooperation with Foreign Competent Authorities

With a view to ensuring appropriate and smooth implementation of information requirements and inspection of Firms, the CPAAOB shall endeavor to strengthen the cooperative relationship with Foreign Competent Authorities, by sending an appropriate notice to the relevant Foreign Competent Authority or taking any other appropriate measure.

III Information Requirements

1. Overview of Information Requirements

(1) Regular Requirement

In principle, the CPAAOB will require, once every three years and after sending an advance notice to the relevant Foreign Competent Authority, a Firm to submit the documents (hereinafter referred to as "the Documents"), which describe:

- (i) in relation to all of the Firms, (a) general information concerning the Firm, (b) general information concerning operation, etc. of the Firm and (c) the date and results of the most recent inspection/review conducted by administrative agencies, etc. (Note 2), as specifically set forth in Section VIII A., and
- (ii) in relation to the Firms which provide Audit and Attestation Services to the issuers of securities which are listed on a financial instruments exchange in Japan, in addition to the information mentioned in (i) above, (a) information concerning Audit and Attestation

Services for companies, etc. listed on a financial instruments exchange in Japan and (b) information concerning operation control system (including manuals regarding quality control system), as specifically set forth in Section VIII B.

(Note 2) A foreign administrative agency or similar organization as stipulated in Article 5(1) of the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc.

(2) Non-regular Requirement

In addition to regular requirement, the CPAAOB will require, when it deems necessary and appropriate, a Firm to submit such information as the CPAAOB considers necessary. In this case, the CPAAOB will, in principle, send an advance notice to the relevant Foreign Competent Authority.

2. Notice to Firm

In requesting the submission of information, the CPAAOB shall send to a Firm a written notice which states that the Firm is required to submit information stipulated in “1. Overview of Information Requirements”. The original of this notice shall be in Japanese, with an English translation attached for reference.

3. Language

In principle, the Firm is required to prepare and submit the Documents in Japanese, although the Documents can be prepared in English.

In the case where a Firm has existing material that covers the information stipulated in “1. Overview of Information Requirements”, the Firm may submit, in relation to the relevant information, such existing material in place of the Documents, when the CPAAOB so permits. In this case, to the extent that the CPAAOB deems necessary after reviewing the submitted material, the Firm will be required to submit a Japanese or English translation of any part of the material specified by the CPAAOB.

4. Submission of the Statement

If a Firm finds it impossible, due to restraints by the governing law, etc. of the jurisdiction where the Firm’s principal office is located, to submit the Documents that include the information required by the CPAAOB, the Firm shall submit, instead of submitting the relevant Documents, a statement (hereinafter referred to as the “Statement”) which includes the following:

- (i) the fact that the Firm cannot submit the required information due to restraints by the governing law, etc. of the jurisdiction where the Firm’s principal office is located, and the content of such governing law, etc.,

- (ii) a legal opinion by an attorney which opines that those described in (i) above are true and accurate, and
- (iii) in case that under the governing law, etc. of the jurisdiction the Firm needs to obtain permission, consent or approval (hereinafter referred to as the “permission, etc.”) in order to submit such information and that the Firm is unable to submit the required information due to the Firm’s failure in obtaining the permission, etc., a statement which describes:
 - (a) measures taken by the Firm for obtaining the permission, etc. and
 - (b) the reason why the permission, etc. was not obtained even after the above measures were taken.

If a Firm fails to submit the Documents without submitting the Statement, the CPAAOB will report the fact to the Financial Service Agency (hereinafter referred to as the “FSA”).

5. Delivery of the Documents and the Statement

The Documents and the Statement shall be addressed to and physically delivered to the CPAAOB.

IV Inspection

1. Scope and Manner of Inspection

(1) Scope of Inspection

The CPAAOB will conduct inspection, in relation to matters related to its Audit and Attestation Services, on a Firm and at the place related to its Audit and Attestation Services.

(2) Manner of Inspection

The CPAAOB will conduct its inspection:

- (i) by examining books, records and other materials related to the Firm’s Audit and Attestation Services,
- (ii) by verifying and confirming whether the Firm’s Audit and Attestation Services are in compliance with the laws, regulations and standards, mainly, such as,
 - (a) the Act, the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc. and any other laws and regulations related to the Audit and Attestation Services conducted by the Firm,
 - (b) auditing standards followed by the Firm in providing the Audit and Attestation Services, such as ISA and ISQC1, and
 - (c) accounting standards followed by a foreign company, etc., as stipulated in Article

4(1)(iii) of the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms (hereinafter referred to as a “Foreign Company”), such as IFRS, in preparing its financial documents.

(3) Points to be Considered

In conducting inspection, the CPAAOB will endeavor to implement an efficient and effective inspection by collecting information on the Firms to be inspected as well as having good communication with them.

The CPAAOB shall not exercise its authority for inspection for the purpose of conducting criminal investigation (Note 3).

(Note 3) Refer to Articles 49-3(4) and 49-3-2(3) of the Act.

2. Selection of the Firm to be Inspected

The CPAAOB will analyze the information obtained through the process mentioned in “III Information Requirements” as well as information otherwise collected. When, as a result of this analysis, the CPAAOB considers it necessary to conduct inspection to verify whether a Firm’s Audit and Attestation Services are conducted properly, and whether its operation control systems are well established or are functioning effectively, the CPAAOB will select the Firm for inspection.

Notwithstanding the above, when the CPAAOB deems it necessary and appropriate to inspect a Firm in light of public interests or investor protection (for instance, when the CPAAOB comes to notice that a Firm has allegedly made fraudulent or inappropriate attestation), the CPAAOB may conduct inspection on the Firm without going through the process described in “III Information Requirements”.

3. Advance Notice of Inspection

The CPAAOB will, in principle, make an advance notice of commencement of the on-site inspection at least two months prior to the commencement to a person responsible, i.e. a representative of the Firm or a person of the Firm with the authority/responsibility for responding to the inspection, of the Firm to be inspected (hereinafter referred to as a “Person Responsible”).

The notice will be made by sending to the Person Responsible a document, the original in Japanese with an English translation, stating the date when the on-site inspection is planned to commence and the “cut-off date” of inspection, etc. (The “cut-off date” is the date set forth for limiting the scope of inspection and is normally the business day immediately preceding the date when the advance notice is made.) The CPAAOB will also make a telephone call to the Person Responsible and coordinate with him/her the date for “Explanation of Notable Matters of Inspection” described in paragraph 4.(2) below.

Before the CPAAOB makes an advance notice to the Firm, it will, in principle, make to the Foreign Competent Authority a notice that it plans to conduct the inspection. In the case where it turns out that the Foreign Competent Authority also intends to conduct inspection of the same Firm, the CPAAOB will make utmost efforts to coordinate with the Foreign Competent Authority so that the inspection by the two authorities will be simultaneously implemented.

4. Points to be Considered regarding Inspection

(1) Scope of Inspection

With respect to audit engagement with a specific client, the scope of inspection is limited to those related to its Foreign Company Financial Documents. With respect to operation control systems, the inspection scope covers firm-wide control systems. In conducting inspection, the CPAAOB will pursue efficiency of inspection and endeavor to lessen burden of the Firm.

(2) Explanation of Notable Matters of Inspection

Before the commencing date of the on-site inspection, the Chief Inspector shall explain to the Person Responsible by a telephone conference or any other means the following:

- (i) legal ground and purpose of inspection,
- (ii) procedures of inspection, and
- (iii) any other matters deemed necessary.

(3) Language

In inspection, Japanese shall be used, while English may also be used for reviewing the status of the Audit and Attestation Service, and the design and operation of the quality control systems, when the Chief Inspector so permits.

(4) Inquiry after Advance Notice of Inspection

After issuing an advance notice, the Chief Inspector may send to the Firm, even before the commencement of the on-site inspection, an inquiry in writing concerning the contents of the Documents and any other materials submitted by the Firm, when he/she deems it necessary. The original of the inquiry shall be in Japanese with an English translation attached to it.

(5) Presentation of Inspection Order etc.

The Chief Inspector will show to the Person Responsible the Inspection Order and his/her identification as an inspector.

(6) Interview with Officers and Employees of the Firm

The inspector shall verify whether the Firm is in compliance with laws, regulations,

standards as well as the Firm's policies and procedures concerning quality control by examining books, records and other materials and interviewing officers and employees of the Firm, including partners and staff members engaged in the audit.

When the Firm makes a request that an interviewee be accompanied by another person, the inspector may allow such accompaniment if the inspector recognizes that the reason is justifiable and that such accompaniment will not interfere with the inspection.

(7) Interview with Top Management of the Firm

The Chief Inspector shall conduct an interview with the top management of the Firm regarding the overall business status and high-level policy concerning quality control of the Firm.

(8) Adequate Care to Working Hours of the Firm

The inspector shall take adequate care so that the business operation of the Firm will not be interfered with.

The on-site inspection shall be implemented, in principle, during business hours of the Firm. In conducting the on-site inspection before or after the Firm's business hours, consent shall be obtained from the Firm.

(9) Implementation of Efficient and Effective Inspection

In order to achieve efficient and effective inspection, the Chief Inspector shall communicate with the Firm regarding the progress of the inspection, the Firm's responsiveness to the inspection, etc. in the course of the on-site inspection, when he/she finds it necessary.

(10) Recognition of Facts and Developments

The inspector shall examine books, records and other materials so that he/she can appropriately identify the issues to be addressed by the Firm (hereinafter referred to as the "Issues") and, after reporting the identified Issues to the Chief Inspector, obtain the Firm's recognition on the Issues from the Person Responsible.

In this instance, the inspector may provide the Person Responsible with a document describing inquiries and/or facts surrounding the Issues, the original in Japanese with a translation in English, and request the Person Responsible to express in writing the Firm's response/recognition, when the inspector finds it necessary.

5. Request for Inspection Materials

(1) Effective Use of Existing Materials

The inspector shall endeavor to lessen the burden of the Firm by making use of, in principle, existing materials of the Firm. Before requesting the submission of materials other than those

then existing, the inspector shall make sufficient assessment of the necessity for making such a request.

When the Firm requests submission of materials in electronic media, the inspector may allow the Firm to do so, unless such submission interferes with the inspection.

(2) Efficient Requests for Materials

In making requests for submission of materials, the inspector shall explain appropriately the reason for making such requests.

When the inspector needs to examine original documents at the inspection site, such as books, records or work-related notes (hereinafter referred to as the "Originals"), he/she shall submit to the Firm a written receipt and keep the materials in an appropriate manner.

(3) Restoration of Originals

When the Firm makes a request for temporary take-out or restoration of the Original in the course of the on-site inspection, stating that the Original is necessary for its business operation, the inspector will allow such temporary take-out or restoration from the inspection site, unless it interferes with the inspection.

The inspector shall return the Originals to the Firm by the end of inspection.

6. Termination of On-site Inspection

The Chief Inspector shall confirm with the Person Responsible of the Firm any discrepancies in understanding of the facts detected in the course of the on-site inspection before completing the on-site inspection.

7. Exchange of Views on the Issues Identified in Inspection

Once the Issues identified in the course of on-site inspection are organized, the Chief Inspector will send to the Person Responsible a document describing the Issues, etc. in the Japanese original with an English translation. The Firm may make formal comments on the Issues, etc. described in the document by sending a written statement to the Secretary-General of Executive Bureau of the CPAAOB within the period. The CPAAOB will set forth the period necessary for the Firm to review the document. The statement, in principle, has to be prepared in Japanese, although a statement prepared in English is also acceptable. The comments, etc. thus submitted shall be reported to the Board of the CPAAOB.

8. Notification of Inspection Results

Notification of the inspection results shall be made by delivering to the Person Responsible a document describing the inspection results (hereinafter referred to as an "Inspection Result

Notification"). The document shall be prepared in the name of the Chairman of the CPAAOB in Japanese with an English translation attached for reference.

When the Inspection Result Notification is delivered, the CPAAOB will obtain a written acknowledgement of its receipt from the Person Responsible.

V Handling of Inspection Results

1. Handling of Inspection Results

- (1) The CPAAOB shall keep the confidentiality of the Inspection Result Notification.
- (2) As for the inspection results and inspection-related information (Note 4), the Chief Inspector shall, by the commencing date of the on-site inspection, explain to the Person Responsible that the Firm is prohibited from disclosing them to a third party without obtaining prior consent from the CPAAOB, and by then obtain the firm's acknowledgement of the prohibition.

In relation to the prior consent for disclosure to a third party, the Chief Inspector shall explain:

- (i) that the Firm has to submit a written request, in English, describing the recipient of information, the contents of information to be disclosed and the reason for such disclosure;
- (ii) that the Firm has to obtain the acknowledgement by the expected recipient that it will not disclose the delivered information to further third party; and
- (iii) that the Firm has to include in the written request mentioned in (i) above the statement that the recipient's acknowledgement has been duly obtained.

(Note 4) Inspection-related information means any contents of communication, including questions, indications and requests by inspectors, between (i) inspectors and (ii) officers, employees, partners and staff of the Firm.

2. Publication of Recommendation, etc.

- (1) For the sake of public interests and investor protection, once the CPAAOB makes recommendations to FSA concerning administrative actions or any other measures to be taken in order to assure proper operations of the Audit and Attestation Services conducted by the Firms, based on the provision of Article 41-2 of the Act, the CPAAOB will, in principle, publicize the recommendations.

Notwithstanding the foregoing, when the CPAAOB recognizes after taking into consideration its possible effects on public interests or investor protection that the publication is inappropriate, the CPAAOB will abstain from publicizing the recommendation or take any other appropriate measure.

- (2) In addition to (1) above, in the case where contribution to securement/enhancement of audit quality is recognized, the CPAAOB will publicize summaries of the relevant implemented

inspections in such manner that the inspected Firms and the Foreign Companies will not be identified.

VI Confidentiality of Obtained Information

The CPAAOB shall appropriately manage the information obtained through information requirement or inspection or from Foreign Competent Authorities (hereinafter referred to as the "Obtained Information") in a manner complying with Japanese laws and regulations (including the Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs) and general rules related to management of administrative documents, etc. In so doing, special care shall be paid so that:

- (i) The CPAAOB shall not divulge any confidential Obtained Information to a third party;
- (ii) The CPAAOB shall not use the Obtained Information for any purposes other than those originally intended, except for the case where such information is used for a purpose approved by the relevant law; and
- (iii) In particular, utmost attention shall be paid to the security of the confidential Obtained Information.

VII Effective Date

This Guideline will come into effect as of January 14, 2010.

VIII Items Subject to Information Requirements (See attached)

VIII Items Subject to Information Requirements

A. Information to be obtained from all Firms

I. General information concerning the Firm

1. Outline of the business of the Firm

- (1) Outline of the independent audit and auditor oversight system of the Firm's jurisdiction
(This can be substituted by mentioning the public website where the relevant information is provided.)
- (2) Business purpose and history of the Firm
- (3) Legal form and ownership of the Firm
- (4) Governance structure of the Firm
- (5) Organization chart of the Firm

2. Information concerning partners and staff

- (1) Information concerning partners and staff
Number of partners and staff and increase/decrease from the preceding fiscal year
- (2) Name, title and professional history of the partners with a management role in the Firm

3. Information concerning the office(s)

Only the information concerning the following offices shall be submitted:

- (i) a national office in charge of operation management and quality control, and
- (ii) office(s) in charge of audit of a foreign company, etc., as stipulated in Article 4(1)(iii) of the Cabinet Office Ordinance regarding Notification Requirements for Foreign Audit Firms, etc. (hereinafter referred to as a "Foreign Company").

Also, the following information shall be submitted for each of the offices.

- (1) Name and address of the office(s)
- (2) Number of partners and staff
- (3) Total number of the companies audited by the office with separate number of Foreign Companies

4. Information concerning the affiliated entities

Name, address and business of each affiliated entity and name of its representative officer

5. Information concerning the revenues

- (1) Revenue from Audit and Attestation Services and non-Audit and Attestation Services for

the preceding three fiscal years

- (2) In the case where the revenue for each of the offices mentioned in I. 3 above is available, such revenue, categorized by that from Audit and Attestation Services and that from non-Audit and Attestation Services

6. Information concerning the companies audited by the Firm (limited to Foreign Companies)

- (1) Name, fiscal year-end, amount of share capital of the Foreign Company
- (2) Name of engagement partner
- (3) Name of co-auditor (if any)
- (4) Information concerning the engagement including information on whether it is newly accepted or recently terminated

II. General information concerning operation, etc. of the Firm

1. Information concerning services and operation

(1) Information concerning services

- (i) Number of clients of Audit and Attestation Services and non-Audit and Attestation Services (including number of Foreign Companies) and increase/decrease from the preceding fiscal year
- (ii) Information concerning the service line which the Firm newly commenced in the preceding three years

(2) Information concerning operation

- (i) Measures taken in order to ensure operational appropriateness (including key management policies and measures employed for management and legal compliance)
- (ii) Policies concerning quality control and measures taken to enforce such policies (including (a) Leadership responsibilities for quality within the firm, (b) Professional ethics and independence, (c) Acceptance and continuance of client relationships and specific engagements, (d) Employment, education, training, evaluation and assignment, (e) Engagement performance (including performance of engagement quality control review) and (f) Monitoring of quality control system)

2. Information concerning business alliances

- (1) Information concerning business alliances in the field of the audit services with another professional accountant or audit firm
- (2) If the Firm is a member of a network, outline of the network and the basic arrangement between the Firm and the network

3. Outline of lawsuits (if any)

With respect to lawsuits brought against the Firm and/or partners in relation to its Audit and Attestation Services,

- (1) the number of such lawsuits ended in the preceding three years and the total amount of monetary obligation the Firm and/or partners was/were imposed with by a court order, etc. in relation to those lawsuits, and
- (2) the number of such lawsuits currently pending with a court and the total amount of monetary obligation the Firm and/or partners is/are claimed to owe.

4. Outline of the criminal penalty or administrative sanctions (if any)

Outline of the criminal penalty or administrative sanctions imposed upon the Firm and/or partners in relation to its Audit and Attestation Services in the preceding three years.

III. Date and results of the most recent inspection/review conducted by administrative agencies, etc.

Recommendation for remediation, etc. issued based upon the results of the inspection/review, the plan for remediation and progress of execution of the remediation plan

B. Information to be obtained from the Firms that audit companies, etc. listed on a financial instruments exchange in Japan

I. Information concerning Audit and Attestation Services for companies, etc. listed on a financial instruments exchange in Japan

The following information shall be submitted for each of the listed companies.

1. General information concerning engagement team members

(1) Information concerning engagement team

- (i) Name of engagement partner and the periods during which the partner has been successively involved in the audits of the same audit client
- (ii) Number of partners and professional staff (excluding engagement partner) and the name of such partner (if any) who was an engagement partner of the audit of the same audit client in the past
- (iii) Change of engagement firm, partners, etc.

(2) Information concerning the engagement

- (i) Amount of fees received from the company in relation to the Audit and Attestation Services and the non-Audit and Attestation Services
- (ii) Withdrawal from the engagement (if any)

(3) Information concerning quality control

- (i) Name of the professional accountant and/or section of the Firm responsible for quality control
- (ii) Name of the reviewing partner

2. Information concerning performance of the engagement

Number of persons who performed the engagement (categorized by (i) engagement partner, (ii) other professional accountant and (iii) other staff) and time (days or hours) spent on the engagement per category.

II. Information concerning operation control system (including manuals regarding quality control system)

- 1. Names of manuals and guidelines relating to the quality control system (together with the date of the latest amendment) and copies of the manuals and guidelines
- 2. Name(s) of audit manual(s) (together with the date of the latest amendment) and a copy/copies of it/them

3. Results of quality review conducted by network

Review report, items pointed out as a result of review, measures taken for remediation, the plan for remediation and progress of execution of the remediation plan